

●香川県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年10月16日から同年11月6日まで一般の縦覧に供する。

平成30年10月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字西白方字 宮ノ前27番地先から 仲多度郡多度津町大字東白方字 新畠2482番3地先まで	5.0~44.4	700	平成13年香川県告示第270号 で変更した区域の一部 平成14年香川県告示第568号 で変更した区域の一部 平成22年香川県告示第484号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成30年10月16日